

# 酪農及び肉用牛生産の 近代化を図るための 基本方針のポイント



酪肉近代化基本方針は、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、10年後の平成27年度における望ましい畜産の姿を見通した上で、その実現に向け、今後、国はもとより、地方公共団体、農業者その他関係者が一体となって積極的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしたものです。

平成17年5月

農林水産省生産局

## パンフレットの発行に当たって

政府においては、農政推進の基本方向を定めた新しい「食料・農業・農村基本計画」を本年3月に閣議決定しました。この計画では、食料自給率向上に向けての取組や望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保などについて示されたところです。畜産についても、飼料自給率の向上をはじめとする品目別の生産努力目標や経営安定対策の在り方が示されました。

我が国の酪農及び肉用牛生産は、安全で良質な国産畜産物の安定供給という重要な使命を担っているとともに、幅広い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持する等、極めて重要な役割を果たしております。このように我が国畜産が果たすこうした役割は、今後一層重要なものとなっていくと考えておりますが、他方で、近年、BSE感染牛の発生、国際化の進展に伴う安価な輸入畜産物の増加など、我が国の畜産を取り巻く環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

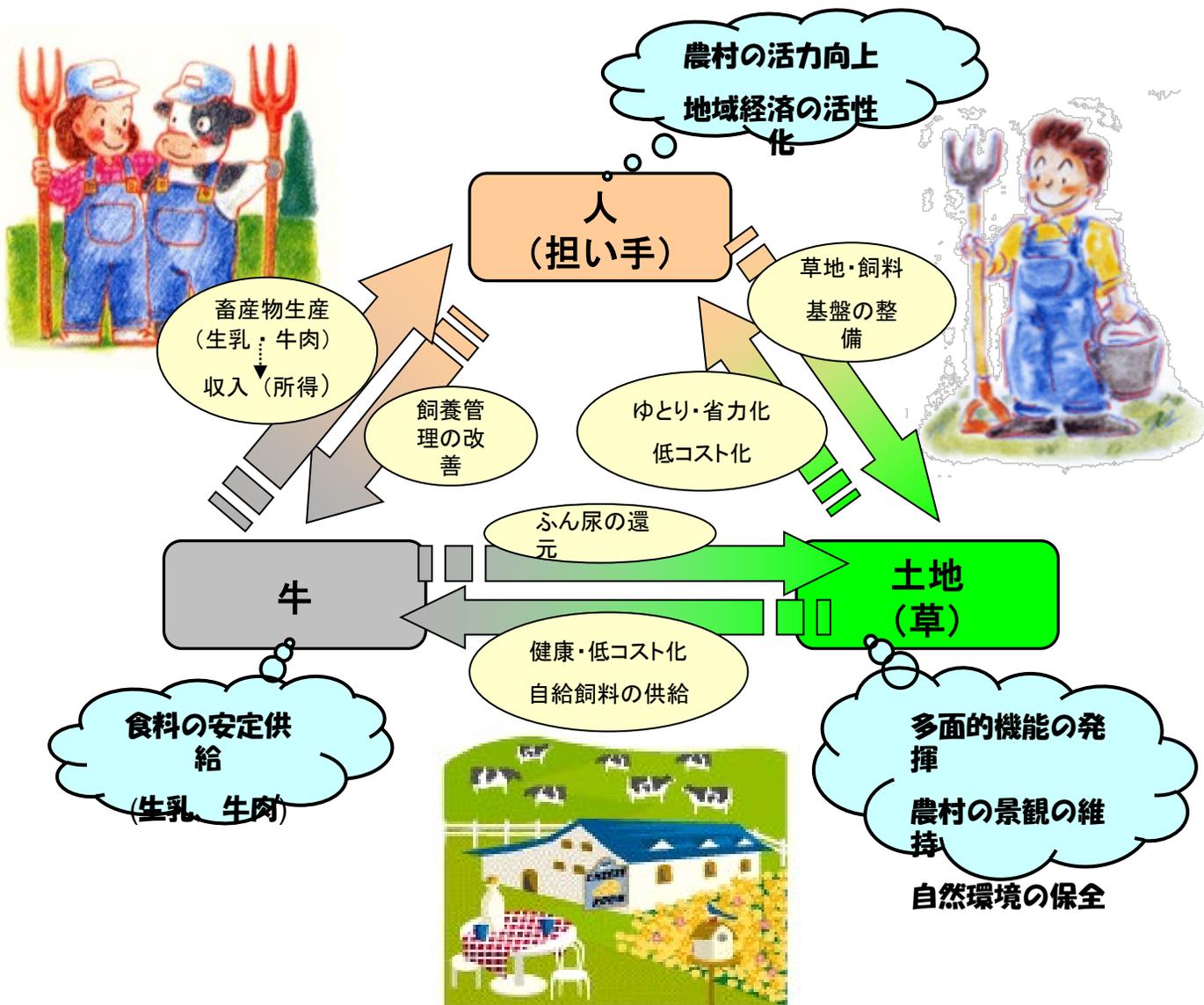
このような状況を踏まえ、農林水産省では、我が国の畜産の競争力とその役割を一層高めていくため、「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定に併せ、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を策定・公表したところです。この酪肉近代化基本方針では、10年後における望ましい畜産の姿の実現に向けた様々な課題と対応方向が示されていますが、酪肉近代化基本方針は、生産者、消費者、学識経験者、流通関係者、地方公共団体などの方々から成る食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会の場合において12回、1年以上にわたる忌憚のない御議論を頂戴しながら、まさに関係者の総意として作成されたものであります。

今後、酪肉近代化基本方針に示された課題の解決に向けては、国だけではなく農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体が適切な役割分担の下、着実に取り組んでいくことが、何よりも大切であると考えています。

このパンフレットが多くの方々目に触れ、畜産施策に対するご理解を深めて頂く一助となれば幸いです。

# 酪農及び肉用牛生産の展開方向

- 酪農及び肉用牛生産は、本来、草を利用して牛を飼養し、牛は畜産物を生産し、人は家畜や草地の管理を行うといった「人－土・草－牛」のバランスの上に立脚する資源循環型の産業です。
- 一方、現在の畜産における課題である、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上、耕作放棄地等を活用した放牧利用、家畜排せつ物の有効利用などに取り組んでいくためには、このバランスを改めて考えてみる必要があります。



# 酪肉近代化基本方針の実現に必要な関係者の取組

## 皆が力を合わせて目標を実現

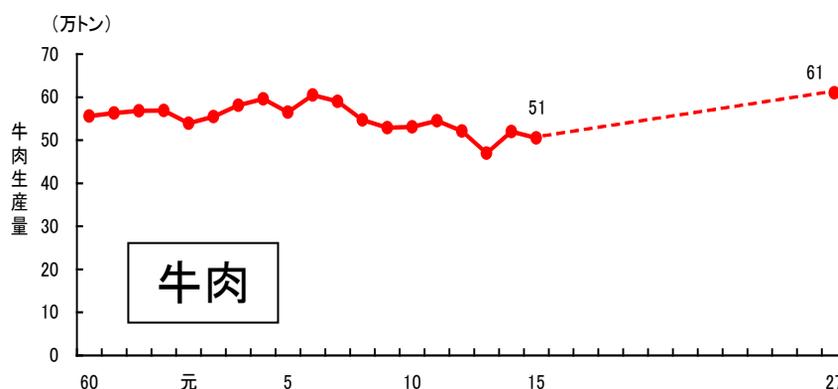
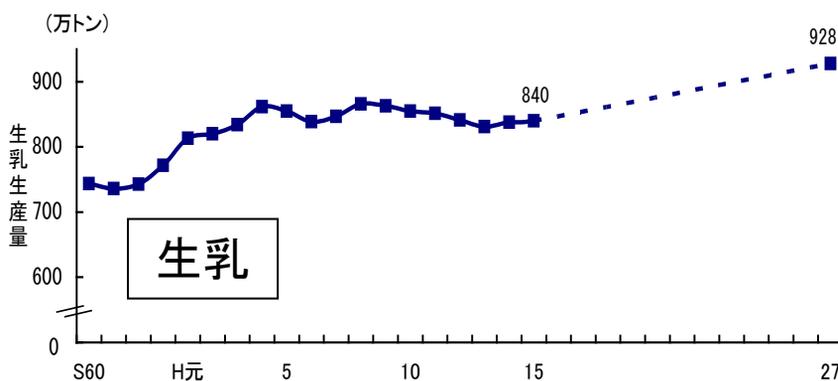
- 食生活において畜産物はたん白質やカルシウムの供給源となっています。食料・農業・農村基本計画においては、こうした栄養面での役割も考慮に入れた上で「望ましい食料消費の姿」を描き出し、その上で、「生産努力目標」を設定したところです。
- 食料・農業・農村基本計画の見直しとあわせ、将来の望ましい畜産の姿を見通した酪肉近代化基本方針を策定していますが、酪肉近代化基本方針に掲げた課題の解決に向けては、国だけではなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業の事業者、消費者・消費者団体などが適切な役割分担の下、着実な取組が行われることが重要です。

### 生産努力目標とは

いずれの品目もすう勢にまかせて生産が増加するものではありません。国産畜産物の生産拡大のためには、まず、輸入品と比べて魅力をもった国産畜産物として消費者に選択してもらう必要があります。

担い手の育成・確保、自給飼料生産、コストや環境などの国産畜産物を安定的に供給するための課題を解決した上で、達成可能な生産目標を「生産努力目標」といいます。

### 生産量の推移と27年度の目標



今後、酪肉近代化基本方針の具体化のため、より地域の実情に即した具体的な目標とその達成に向けた方針を内容とする都道府県計画(17年12月頃に策定・公表見込み)、市町村計画(18年3月頃に策定・公表見込み)が定められます。

### 基本方針

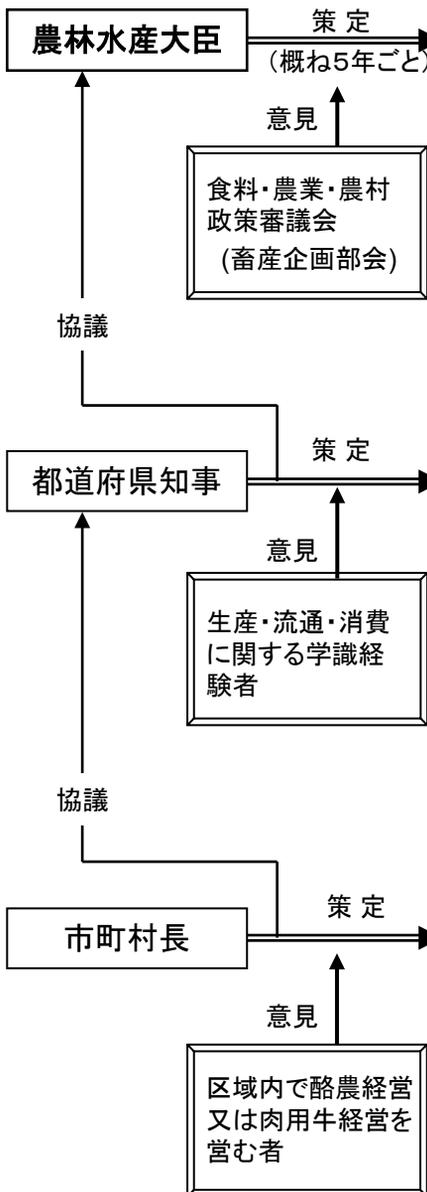
- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針
- (2) 生乳・牛肉の需要見通し及び生産数量の目標
- (3) 酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標
- (4) 集乳・乳業及び肉用牛・牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項
- (5) その他重要事項

### 都道府県計画

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- (2) 生乳生産数量の目標、乳牛・肉用牛の飼養頭数の目標
- (3) 酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
- (4) 飼料の自給率の向上に関する事項
- (5) 集乳・乳業及び肉用牛・牛肉の流通の合理化に関する事項
- (6) その他必要な事項

### 市町村計画

- (1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- (2) 生乳生産数量・乳牛飼養頭数又は肉用牛飼養頭数の目標
- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
- (4) 飼料の自給率の向上のための措置
- (5) その他必要な事項



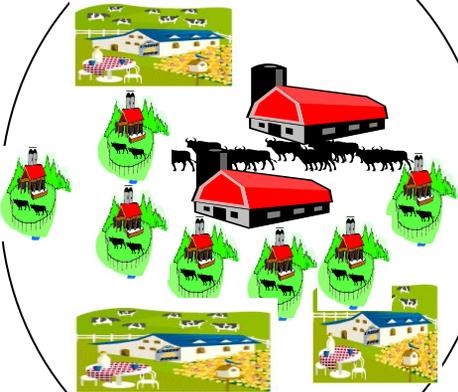
# 国際化に対応し得る産業構造を確立するために

## 1 畜産の「担い手」育成・確保に向けて

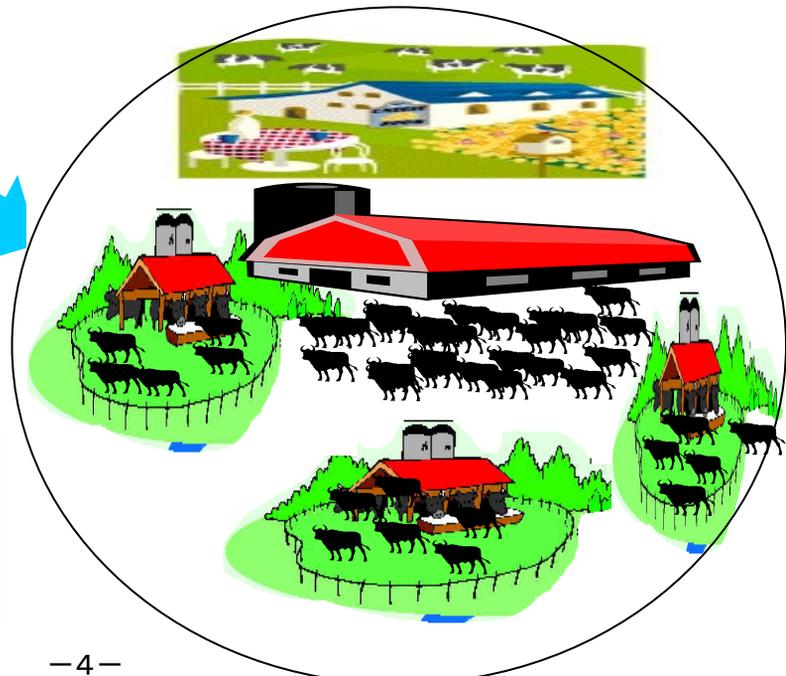
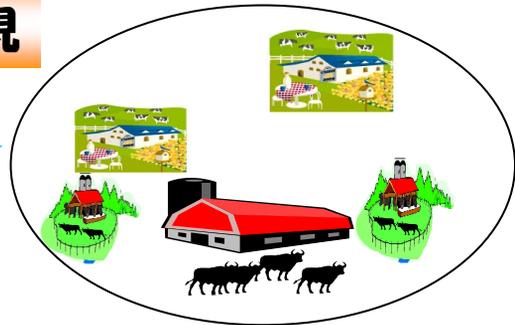
- 国際化が進展する中、将来に渡り、畜産の安定的発展を図るためには、各地域において、より競争力が強く持続性のある生産構造を確立することが必要です
- このためには、地域の生産構造が、意欲と能力のある「効率的かつ安定的な経営及びこれを目指して経営改善に取り組む経営」によってしっかりと支えられていることが不可欠であり、「担い手」とは、このような、地域の畜産生産を支える経営体です。
- 生産コスト低減や生産物の高付加価値化などを通じて、一定(他産業並み)の所得を安定的に確保出来るような経営体を「担い手」として育成し、それらが生産構造を支えるとともに、その姿を見て、後継者や新規参加者が積極的に就農することで、生産構造が持続可能なものとなります。

## 競争力が強く持続性のある生産構造の実現

### 現在の生産構造



何もせずに放置すると、  
5~10年後は...



- 担い手を育成し、それによって支えられる生産構造の将来ビジョンを確立
- ビジョンの実現に向け担い手育成・確保を強力に推進

## 2 担い手育成に認定農業者制度の活用を

- 担い手を明確化し、支援策を集中化・重点化していく仕組みとして認定農業者制度があります。畜産においても、この制度を積極的に活用し、「担い手」は認定農業者を基本とすることが適当と考えられます。
- 酪農及び肉用牛生産では、他作目と比べて認定農業者の認定率が高いものの、今後とも認定率の更なる向上に向けた取組の推進が重要です。

### 認定農業者は地域の畜産を支える経営体

認定農業者とは

- 自らの経営を的確に把握・分析し
- 現在の経営を計画的に(5カ年計画)に改善し
- 他産業並みの所得を安定的に確保する

ことについて、自分で具体的な計画を立て、その計画の実現性の高さを市町村が認めた、いわゆる

#### 地域を背負って立つ経営体

であることを自ら宣言した農業者なのです！

地域畜産の  
安定的発展



認定農業者

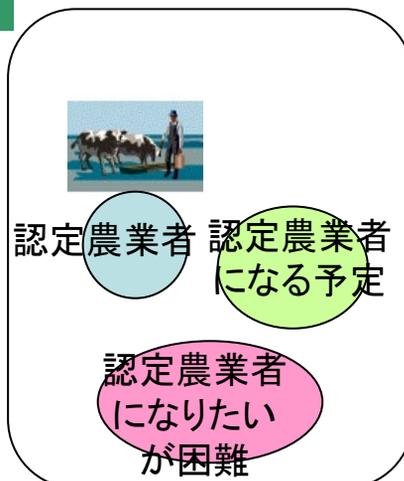
### 認定農業者の認定率向上は「担い手」育成・確保の第一歩

認定率向上のための  
地域における計画的な取組



- @ 実態の把握
- @ 認定率向上に係る目標設定
- @ 目標達成に向けた取組の推進

現在



5~10年後



### 3 畜産の特性を踏まえた担い手の姿

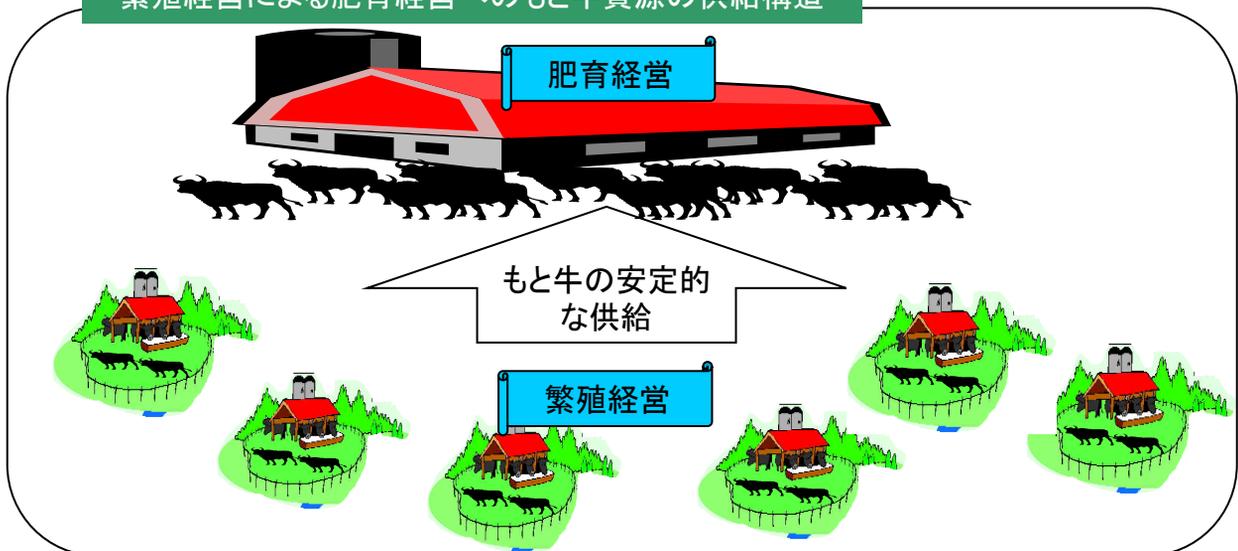
- 畜産の「担い手」育成・確保に当たっては、認定農業者のほか、
  - ・ 肉用牛の繁殖経営と肥育経営の分離（繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造）や
  - ・ 産地銘柄化等の推進（生産組織等を核とした地域ぐるみでの品質の確保・供給力の強化）

など、生産形態の特性や地域の実情を踏まえ、認定農業者に準じた一定の要件を満たす経営についても位置付けることとしています。

- なお、畜産の「担い手」の明確化と経営安定対策の見直しについては、品目横断対策の制度及び担い手要件の明確化の議論を踏まえつつ、本年秋頃を目途に具体化を図る予定です。

### 生産形態の特性や地域の実情(例)

繁殖経営による肥育経営へのもと牛資源の供給構造



- 生産組織等を核とした共同体設置
- 飼養管理、防疫・衛生や出荷の統一等を通じ、品質向上・コスト削減・産地銘柄化等の取組を共同で推進

生産者組織による産地銘柄化等の推進

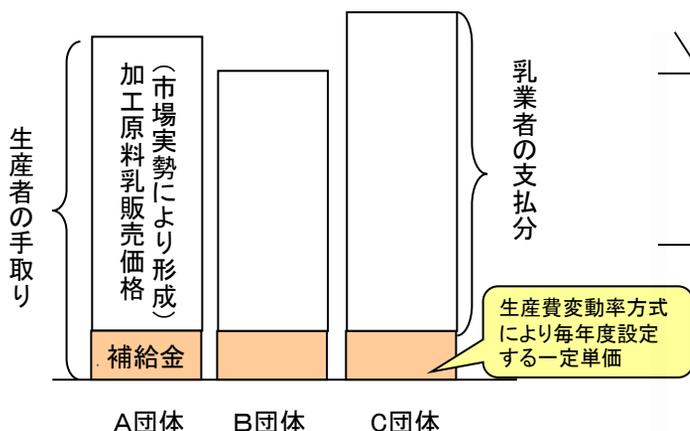
- 銘柄牛生産協議会
- 地区和牛生産組合
- JAOO部会 etc.



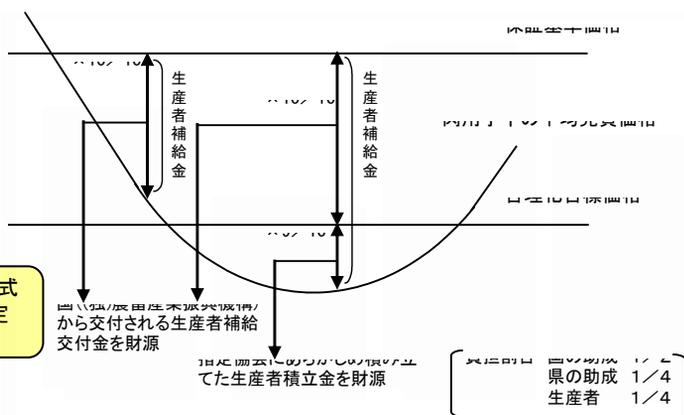
## 4 経営安定のための施策の在り方

- 生乳や肉用子牛の再生産の確保、肉用牛肥育経営等の安定を図る観点から、今後とも経営安定対策の適切な運営を図ることが必要です。
- 各畜種における経営安定対策については、これまでの施策の目的と効果を踏まえ、対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に見直しの検討を行い、本年秋頃に方向性を明らかにし、平成19年度から見直し後の対策へ移行します。
- また、WTO農業交渉における新たな国内助成に対する規律の動向等を踏まえ、必要な対応を検討します。

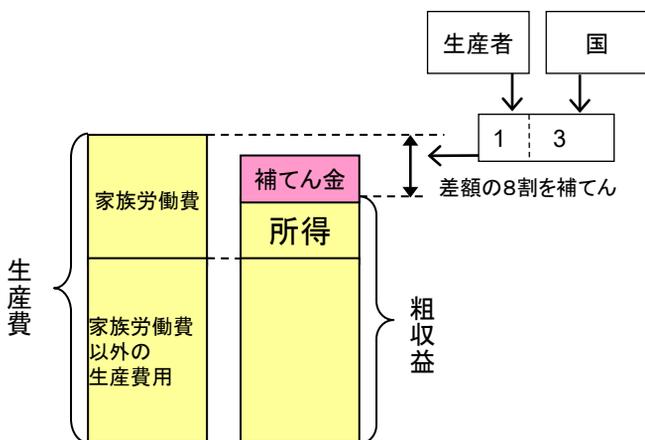
### ○ 加工原料乳生産者補給金制度



### ○ 肉用子牛生産者補給金制度

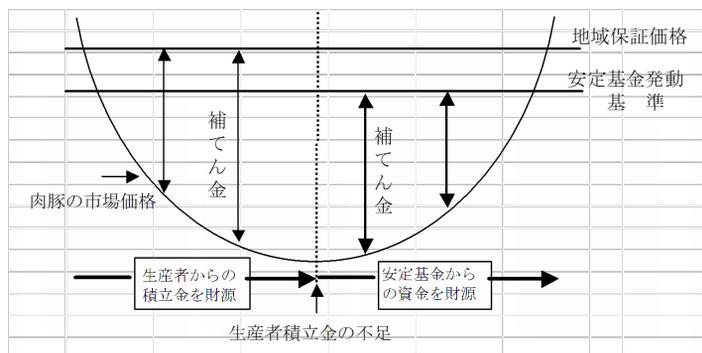


### ○ 肉用牛肥育経営安定対策事業



(参考)

### ○ 地域肉豚生産安定基金造成事業

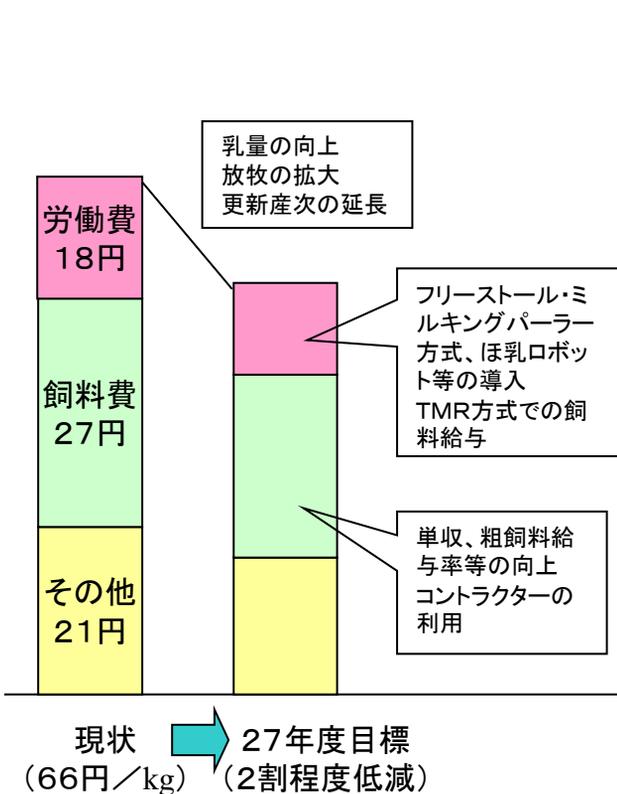


## 5 畜産物のコスト低減に努めよう！

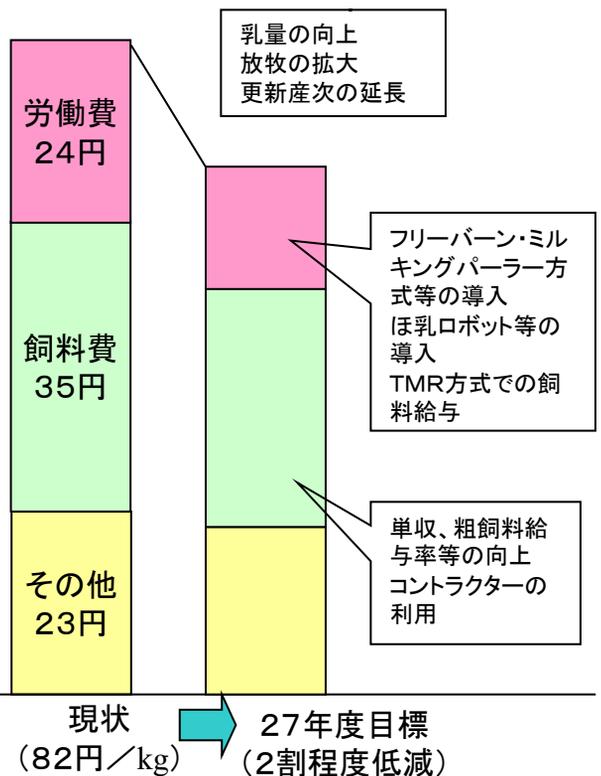
- 畜種や飼養形態、地域条件などによって、経営費用の構成もさまざまです。
- 個体能力の向上を図りつつ、自給飼料生産の拡大、コントラクター・ヘルパーの活用、新しい技術の導入など、経営スタイルに合ったコスト低減を進めていく必要があります。

以下の様な取組を通じて、生産コストを現状の8割程度にまで削減

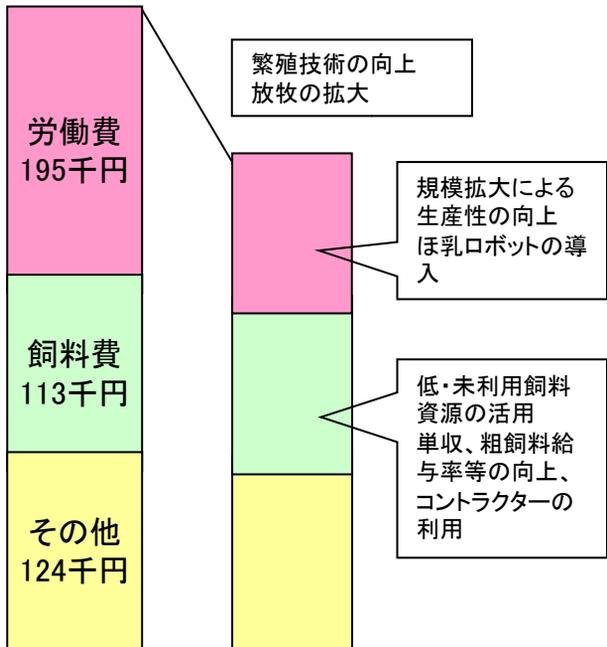
### 酪農経営・北海道



### 酪農経営・都府県

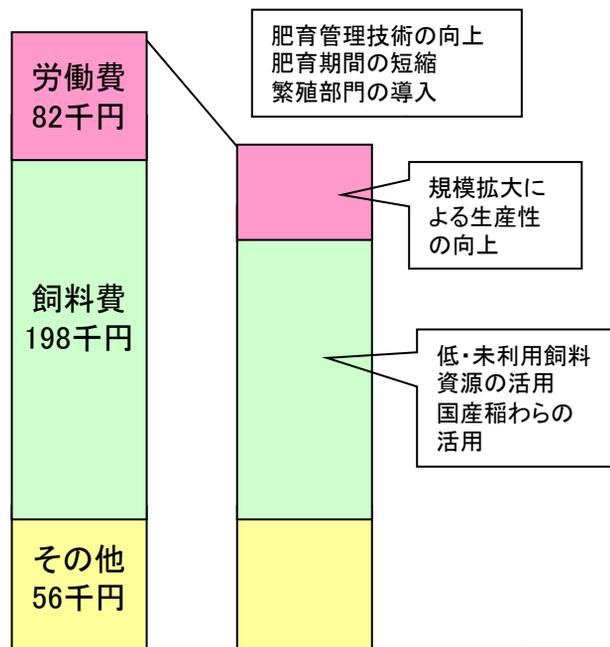


## 肉専用種繁殖経営



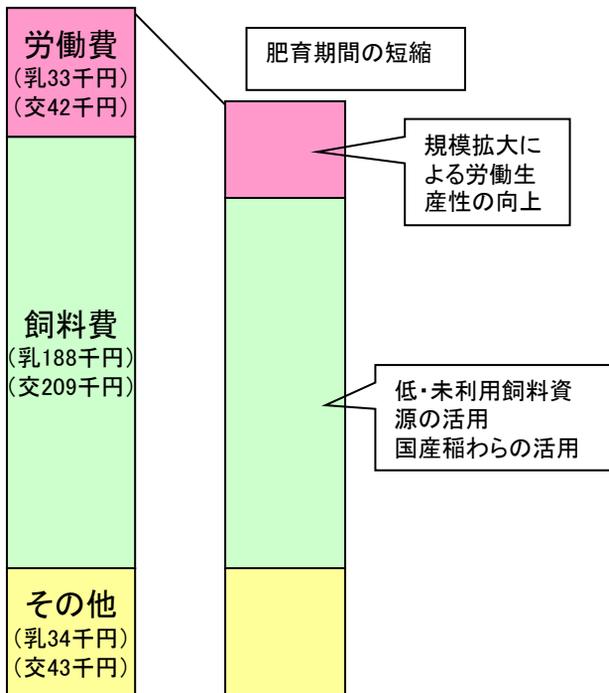
現状 (432千円/頭) → 27年度目標 (2割程度低減)

## 肉専用種肥育経営



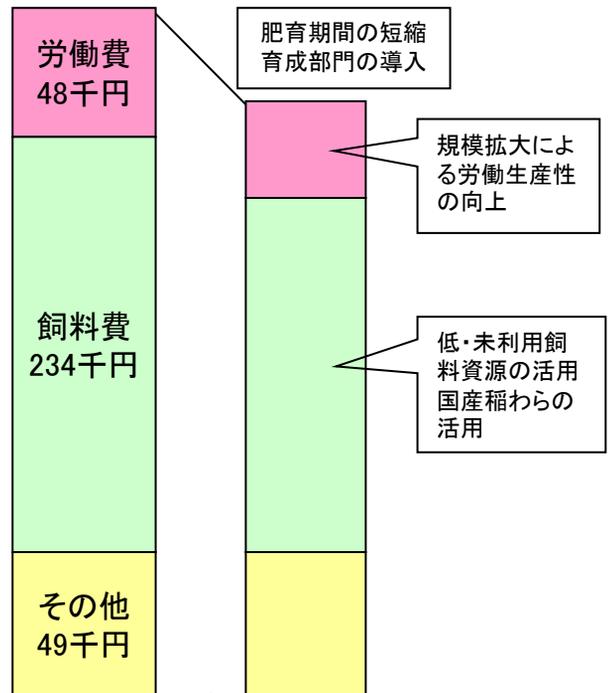
現状 (336千円/頭) → 27年度目標 (2割程度低減)

## 乳用種・交雑種肥育経営



現状 (乳用種255千円/頭)  
(交雑種294千円/頭) → 27年度目標 (2割程度低減)

## 乳用種育成・肥育一貫経営

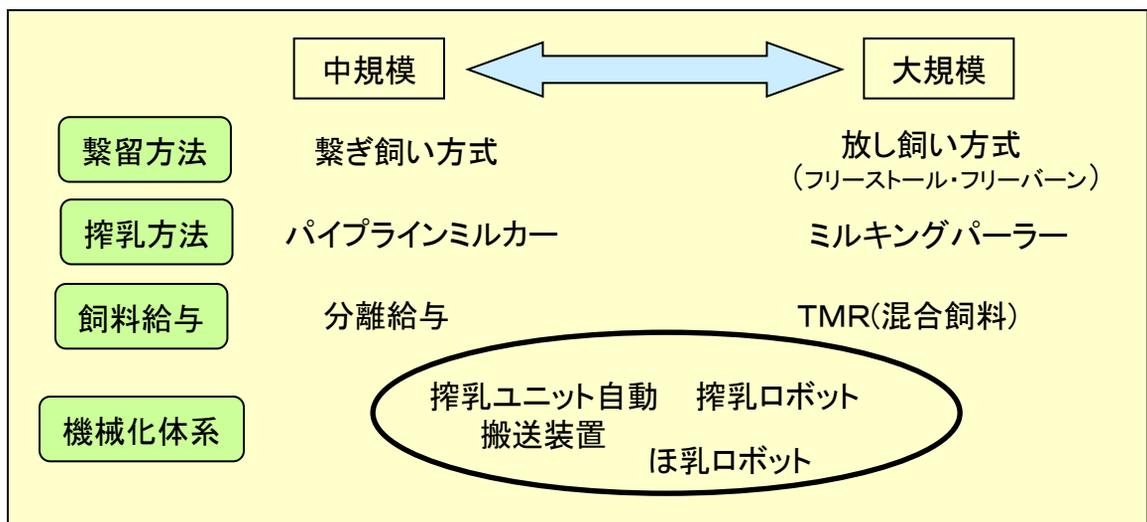


現状 (乳用種331千円/頭) → 27年度目標 (2割程度低減)

## 6 「牛・土・草・人」のバランスのとれた経営の実現

- 主たる従事者が、他産業並みの年間労働時間で、他産業従事者並みの所得を確保し得る経営モデルとして、10年程度後を目標に経営指標を設定しました。
- 経営指標は、経営者にとっては経営の将来像であることから、自給飼料基盤に立脚した循環型畜産を確立する観点から、地域別に多様な類型を設定しました。

### 様々な酪農経営に対応した飼養形態



### 肉用牛経営の安定と生産基盤の拡大

#### 繁殖基盤の強化

- ・ 地域の中核となる大規模専門繁殖経営の育成

#### 肥育経営の安定

- ・ 収益性の向上及び安定化
  - 規模拡大や法人化を通じた経営の合理化の推進
- ・ 肥育もと牛の合理的価格での安定的確保
  - 肥育経営自身による繁殖雌牛、ヌレ子の導入(一貫経営への移行)
- ・ 効率的な生産体系の確立
  - 適正な発育段階にある子牛導入や個体の能力に応じた適正時期での出荷による肥育期間の短縮等

大規模層ほど若手後継者が多い

品質と生産コストのバランスを充分検討

## 酪農経営の指標(北海道)

### 目標年度の平均規模

経産牛:80頭 乳量:8,600kg 更新産次:5産  
飼養方式:繋ぎ・パイプライン・TMR  
飼料作付:混播主体64ha 飼料自給率:70%  
総労働時間:6,800時間 生産コスト:51円/kg  
粗収入:5,250万円 所得:750万円

### フリーストールで規模拡大

経産牛:120頭 乳量:8,200kg 更新産次:4.5産  
飼養方式:フリーストール・パーラー・TMR・ほ乳ロボット  
飼料作付:混播主体89ha 飼料自給率:70%  
総労働時間:6,960時間 生産コスト:54円/kg  
粗収入:7,550万円 所得:800万円

### 集約放牧の活用

経産牛:60頭 乳量:8,200kg 更新産次:5.5産  
飼養方式:繋ぎ・パイプライン・分離給与  
飼料作付:チモシー主体69ha 飼料自給率:75%  
総労働時間:4,890時間 生産コスト:52円/kg  
粗収入:3,750万円 所得:750万円

### 協業法人化(3戸共同)

経産牛:250頭 乳量:8,200kg 更新産次:4産  
飼養方式:フリーストール・パーラー・TMR・ほ乳ロボット  
飼料作付:混播・トウモロコシ171ha 飼料自給率:70%  
総労働時間:11,780時間 生産コスト:52円/kg  
粗収入:15,750万円 所得:900万円

## 酪農経営の指標(都府県)

### 目標年度の平均規模

経産牛:40頭 乳量:8,400kg 更新産次:4.5産  
飼養方式:繋ぎ・パイプライン・分離給与  
飼料作付:混播・トウモロコシ18ha 飼料自給率:45%  
総労働時間:5,640時間 生産コスト:67円/kg  
粗収入:3,100万円 所得:600万円

### フリーバーンで規模拡大

経産牛:120頭 乳量:8,000kg 更新産次:4産  
飼養方式:フリーバーン・パーラー・TMR  
飼料作付:混播・トウモロコシ43ha 飼料自給率:40%  
総労働時間:8,380時間 生産コスト:63円/kg  
粗収入:8,850万円 所得1,050万円

### 繋ぎ牛舎で規模拡大

経産牛:80頭 乳量:8,200kg 更新産次:4産  
飼養方式:繋ぎ・パイプライン・TMR・WCS  
飼料作付:トウモロコシ・イタリアン27ha 飼料自給率:45%  
総労働時間:6,300時間 生産コスト:64円/kg  
粗収入:6,050万円 所得:900万円

### 協業法人化(3戸共同)

経産牛:200頭 乳量:8,000kg 更新産次:4産  
飼養方式:フリーバーン・パーラー・TMR  
飼料作付:トウモロコシ・イタリアン50ha 飼料自給率:35%  
総労働時間:13,300時間 生産コスト:62円/kg  
粗収入:14,800万円 所得:950万円

全指標共通事項:主たる従事者の年間労働時間は2千時間、所得は主たる従事者1人当たり、  
飼料自給率は経営内自給率

## 肉用牛繁殖経営の指標(北海道)

### 複合経営

繁殖雌牛:50頭 分娩間隔:12.5カ月  
初産月齢:24カ月 出荷月齢:8カ月  
出荷時体重:240kg  
飼養方式:牛房群飼・連動スタンション・分離給与  
WCS利用  
飼料作付:混播主体15ha 飼料自給率:70%  
総労働時間:2,790時間 生産コスト:314千円/頭  
粗収入:1,900万円 所得:600万円

### 専業経営

繁殖雌牛:100頭 分娩間隔:12.5カ月  
初産月齢:23.5カ月 出荷月齢:8カ月  
出荷時体重:240kg  
飼養方式:牛房群飼・連動スタンション・分離給与  
ほ乳ロボット  
飼料作付:混播主体45ha 飼料自給率:60%  
総労働時間:3,000時間 生産コスト:284千円/頭  
粗収入:3,300万円 所得:950万円

## 肉用牛繁殖経営の指標(都府県)

### 複合経営

繁殖雌牛:30頭 分娩間隔:12.5カ月  
初産月齢:24カ月 出荷月齢:8カ月  
出荷時体重:240kg  
飼養方式:牛房群飼・連動スタンション・分離給与  
飼料作付:混播・トウモロコシ16ha 飼料自給率:70%  
総労働時間:4,330時間 生産コスト:319千円/頭  
粗収入:2,000万円 所得:600万円

### 専業経営

繁殖雌牛:80頭 分娩間隔:12.5カ月  
初産月齢:24カ月 出荷月齢:8カ月  
出荷時体重:240kg  
飼養方式:牛房群飼・連動スタンション・分離給与  
飼料作付:イタリアン・スーダン25ha 飼料自給率:60%  
総労働時間:2,800時間 生産コスト:308千円/頭  
粗収入:2,600万円 所得:600万円

### 協業法人化(3戸共同)

繁殖雌牛:200頭 分娩間隔:12.5カ月  
初産月齢:23.5カ月 出荷月齢:8カ月  
出荷時体重:240kg  
飼養方式:牛房群飼・連動スタンション・分離給与  
WCS利用・ほ乳ロボット  
飼料作付:イタリアン・スーダン80ha 飼料自給率:60%  
総労働時間:7,460時間 生産コスト:279千円/頭  
粗収入:6,700万円 所得:650万円

全指標共通事項:主たる従事者の年間労働時間は2千時間、  
所得は主たる従事者1人当たり、  
飼料自給率は経営内自給率

複合経営の総労働時間及び所得には、肉用牛繁殖経営以外  
の時間・所得を含む。

## 肉用牛肥育経営の指標(北海道)

### 乳用種・交雑種育成

乳用種:350頭 交雑種:150頭  
育成期間:乳5.4カ月 交6.4カ月  
出荷時体重:乳270kg 交250kg  
飼養方式:牛房群飼・TMR(低・未利用飼料資源活用)  
飼料作付:混播・麦稈32ha 飼料自給率:20%  
総労働時間:6,080時間  
生産コスト:乳57千円/頭 交54千円/頭  
粗収入:11,200万円 所得:600万円

### 乳用種育成・肥育一貫

(一戸一法人)

育成:160頭 肥育:400頭  
肥育開始:6カ月齢→出荷月齢:20カ月齢程度  
出荷時体重:800kg以上 枝肉規格:B2~B3  
飼養方式:牛房群飼・TMR(低・未利用飼料資源活用)  
飼料作付:混播・麦稈20ha 飼料自給率:5%  
総労働時間:4,570時間 生産コスト:266千円/頭  
粗収入:10,800万円 所得:600万円

## 肉用牛肥育経営の指標(都府県)

### 肉専用種肥育

肥育:150頭  
肥育開始:8カ月齢→出荷月齢:25カ月齢程度  
出荷時体重:700kg以上 枝肉規格:A3~A4  
飼養方式:牛房群飼・分離給与(低・未利用飼料資源活用)  
飼料作付:トウモロコシ・イタリアン・稲わら3ha  
飼料自給率:5%  
総労働時間:3,390時間 生産コスト:252千円/頭  
粗収入:7,350万円 所得:650万円

### 肉専用種繁殖・肥育一貫

(一戸一法人)

繁殖:50頭 分娩間隔:12.5カ月 肥育:100頭  
肥育開始:8カ月齢→出荷月齢:25カ月齢程度  
出荷時体重:700kg以上 枝肉規格:A3~A4  
飼養方式:牛房群飼・運動スタジョン・分離給与・WCS利用(低・未利用飼料資源活用)  
飼料作付:トウモロコシ・イタリアン・稲わら12ha 飼料自給率:20%  
総労働時間:3,760時間 生産コスト:593千円/頭  
粗収入:4,600万円 所得:600万円

### 乳用種・交雑種肥育

乳用種:150頭 交雑種:100頭  
肥育開始:乳6カ月齢→出荷月齢:20カ月齢程度  
交7カ月齢→出荷月齢:23カ月齢程度  
出荷時体重:乳800kg以上 交760kg以上 枝肉規格:B2~B3  
飼養方式:牛房群飼・TMR(低・未利用飼料資源活用)  
飼料作付:混播・稲わら9ha 飼料自給率:5%  
総労働時間:2,920時間 生産コスト:乳233千円/頭 交235千円/頭  
粗収入:7,500万円 所得:850万円

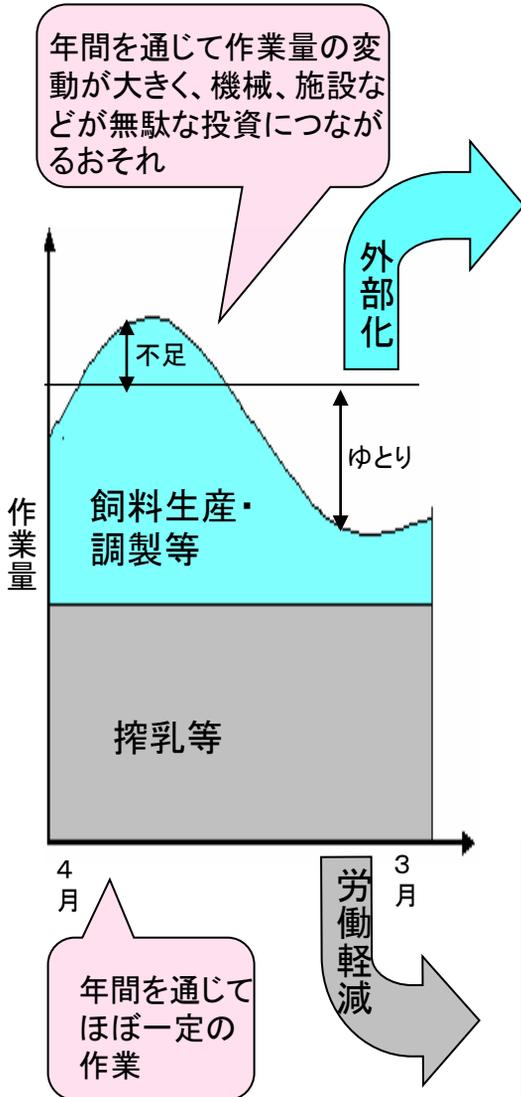
#### 全指標共通事項:

主たる従事者の年間労働時間は2千時間、  
所得は主たる従事者1人当たり、  
飼料自給率は経営内自給率、  
生産コストにはもと畜費が含まれていない。

## 7 コントラクターやヘルパーを利用しよう！

- 周年拘束性の強い畜産経営において、コントラクターやヘルパー等のサービス事業体を活用した作業の外部化や労働軽減は、経営体質を強化する有用な手段です。

### 酪農経営の例



飼料生産等

**コントラクター、TMRセンター等**に飼料生産・供給を委託し、労働負担、機械・設備投資を節減  
 (コントラクター組織数→H15：317組織、受託面積→H15：90千ha)

ほ育・育成

**ほ育センター、公共牧場等**にほ育・育成牛を預託し、ほ育・育成作業を軽減

ふん尿処理

**堆肥センター**に堆肥生産、散布作業、耕種農家への供給を委託し、ふん尿処理作業軽減、還元農地の確保

\* 上記作業の外部化とあわせて、地域において飼料の成分分析、草地の土壌分析、牛群検定情報の提供等を行う支援組織の育成、強化が必要

搾乳

**搾乳ユニット自動搬送装置等**の導入による搾乳作業負担の軽減、効率化

休日取得

**酪農ヘルパー**の利用によるゆとり創出  
 酪農ヘルパー利用日数→H15：16.2日)

## 8 新しい力を育てよう！

- 畜産の安定的な発展のためには、農業経営、農村社会の担い手となる有能な人材の育成・確保が必要です。
- このため、経営や地域社会への一層の女性の参画や、新規就農者への円滑な経営継承、高齢者が有する高度な技術等を活用することにより、幅広い人材の育成・確保を図りましょう。

### 女性が活躍しやすい環境の整備

- ・家族経営協定の締結促進を通じた女性認定農業者の拡大
- ・女性農業者のネットワーク化
- ・出産・育児期の女性農業者支援サポート体制の整備
- ・女性の社会参画目標の設定
- ・農業経営や農業技術、起業等に関する研修

### 新規就農の促進

- ・青年農業者組織の活動
- ・農業経営や農業技術等に関する研修
- ・離農跡地を活用した経営継承

### 高齢者の能力の活用

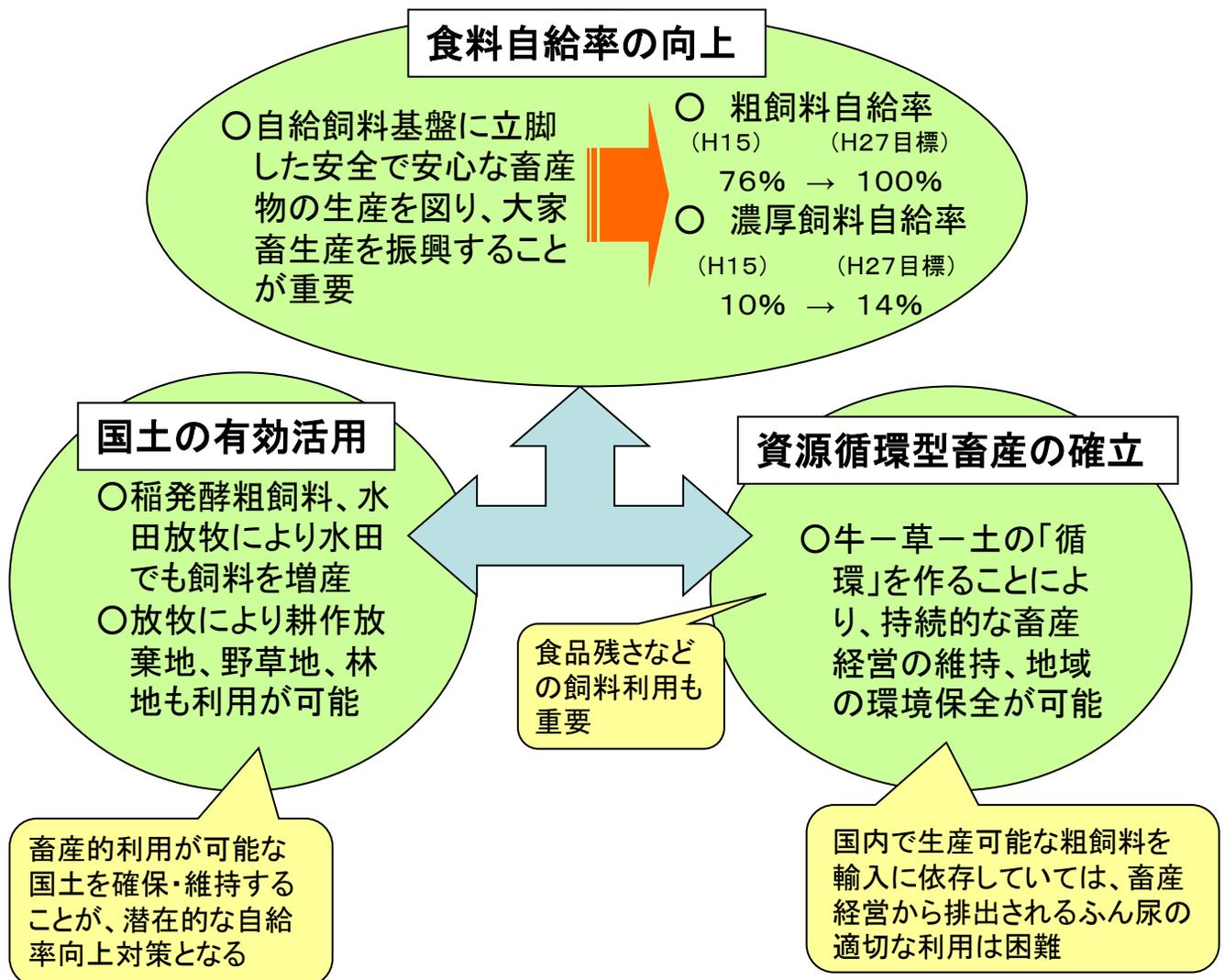
- ・地域の農業者への農業技術の指導
- ・高齢者を活用した地域の農業労働力の調整
- ・地域農業の体験談、歴史等についての講演、それに関連した交流活動



# 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

## 1 なぜ自給飼料の生産・利用が必要なのか？

- 現在、耕作放棄地の発生や水田の荒廃が問題となっています。また、家畜排せつ物の利用促進や、食料自給率向上を高めることが求められています。
- このため、国土の有効活用や、資源循環型畜産の確立、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上という観点から、我が国で生産可能な粗飼料については完全自給を目指して、一体となって取り組んでいきましょう。



## 2 自給飼料を生産・利用しよう！

- 国産稲わらの飼料利用や、稲発酵粗飼料の利用、放牧の活用などを行う自給飼料基盤に立脚した畜産経営により、健康な家畜から生産される国産畜産物を供給することが重要です。

### 国産粗飼料の完全自給に向けて

#### 国産稲わらを利用しよう



すき込みしないで、飼料利用のために集めた稲わら。おいしい牛肉生産に欠かせません。

**100%**

#### 稲発酵粗飼料を増産しよう

稲作農家が作りやすく、栄養価も高い稲発酵粗飼料。耕畜連携の要です。



#### どこでも放牧しよう



耕作放棄地、遊休果樹園、水田、野草地など電気牧柵で、いつでもどこでも、簡単放牧。

#### ワンモア・コーンサイレージ

高収量・高栄養の青刈りトウモロコシの作付けを拡大しよう。



#### 草地をリフレッシュ



牧草地も時間がたつと単収が低下し荒れてきます。定期的に更新しましょう。

#### 主役はコントラクター

牛の世話で飼料生産に手が回らない場合は、コントラクターに任せて地域で粗飼料生産を。

あなたの町にもコントラクターを作ろう

**全国に既に300以上**

# 畜産物に係る安全・安心の確保

## 生産者皆さんの衛生管理の徹底が基本になります

- 畜産物に対する消費者の信頼確保のためにも、安全な畜産物の生産は重要です。
- このため、法律で決められている飼養衛生管理基準を守り、農場での疾病予防に努めましょう。
- さらに、農場段階における衛生管理水準を向上させるため、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理に取り組んでみましょう。
- また、家畜伝染病の発生の予防やまん延を防止するための国、地方公共団体、関係機関の連携体制の整備及び取組を推進します。

## 飼養衛生管理基準

### ○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

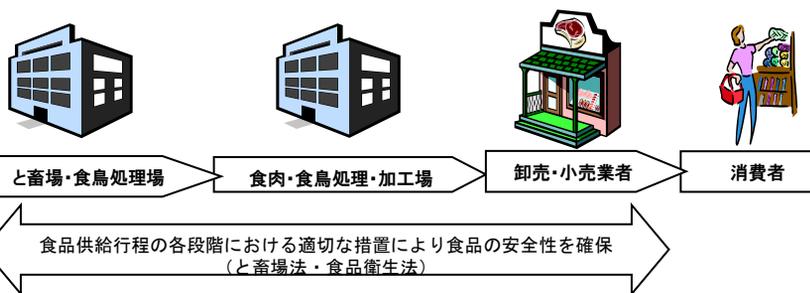
衛生管理を徹底することで疾病を予防



生産農場

(家畜伝染病予防法)

- ◆ 飼料や水への家畜の排せつ物等の混入防止
- ◆ 導入家畜の隔離
- ◆ 畜舎、器具の清掃、消毒等
- ◆ 畜舎に出入りする際の手指の消毒など



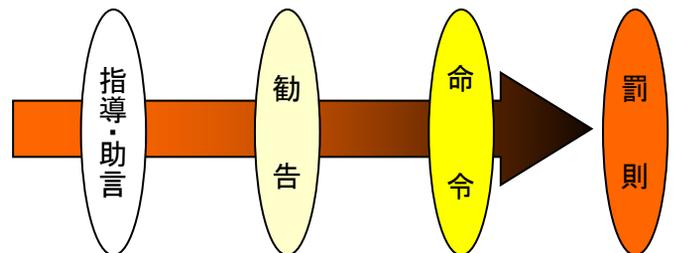
- 病畜の廃棄（全部又は一部）
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

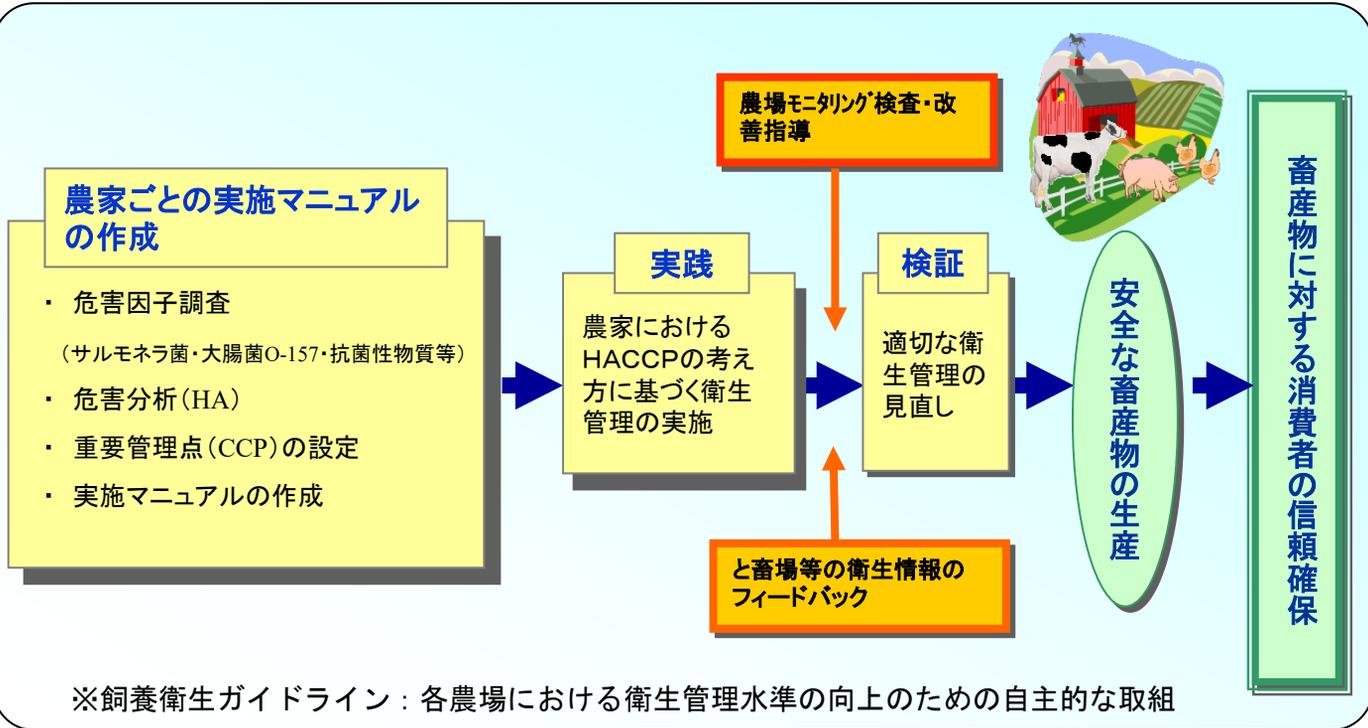
衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準



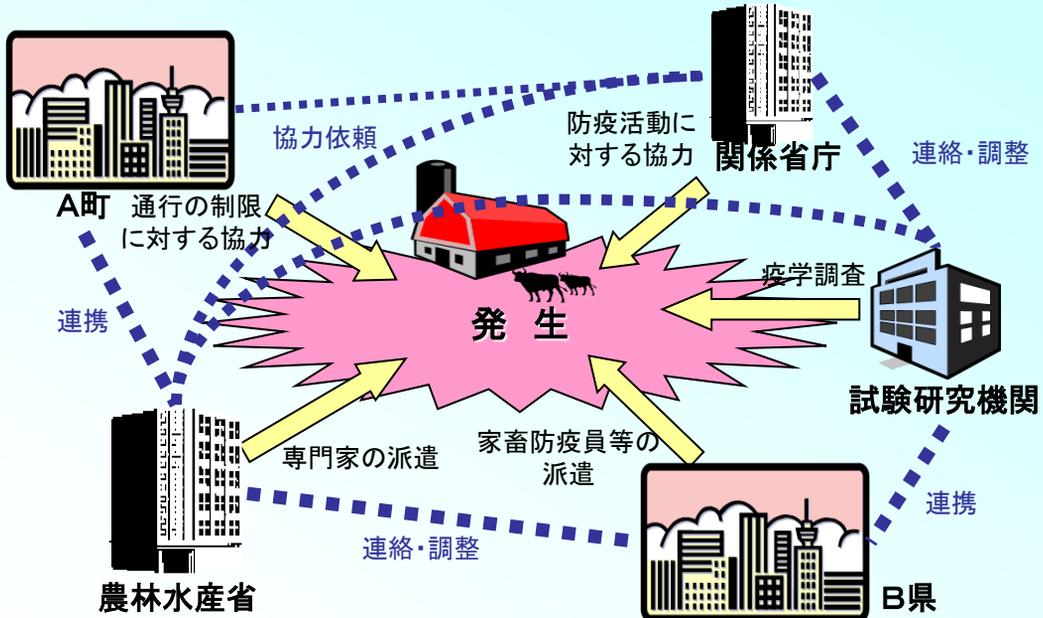
※飼養衛生管理基準：家畜の飼養者に守って頂くべき飼養衛生管理の基準

# HACCPの考え方を取り入れた衛生管理ガイドライン



# 特定家畜伝染病防疫指針

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザの3疾病について作成



※特定家畜伝染病防疫指針：家畜伝染病の発生の予防及びまん延防止のために、国、地方公共団体、関係機関等が連携して措置を講じるための指針

# 畜産における食育の推進

## 国民一人一人が自らの「食」について考えることが大切です

- 自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、全国的な情報提供活動や地域における実践活動等を行う食育を推進します。
- 消費者と生産者のパートナーシップを深め、消費者自らが栄養バランスから生産・環境の観点までの幅広い視野をもって食品を選択できるよう、情報提供や消費者との交流に努めましょう。

### 食育について

#### 食育とは

- 食品の安全性
  - 食事と疾病の関係
  - 食品の栄養や組み合わせ方
  - 食文化地域固有の食材
- などへの理解を深めるため、情報提供や地域での実践活動

#### 一人一人が日頃から食について考える

栄養バランスの改善、  
正しい食習慣の形成

農林水産物、食品、農  
林水産業、食品産業へ  
の正しい理解

地域の優れた食文化の  
継承

生産現場における情報交流

○ふれあい牧場(164牧場:公共牧場中心)

家畜とふれあう機会、牧場をめぐる景観を堪能できるくつろぎの機会を一般市民に提供する牧場

常時受け入れが可能で、子供から老人まで手軽に参加

○酪農教育ファーム(174牧場:個人経営中心)

酪農体験を通じて、酪農や農業、自然環境、自然との共存関係を学ぶことができる牧場

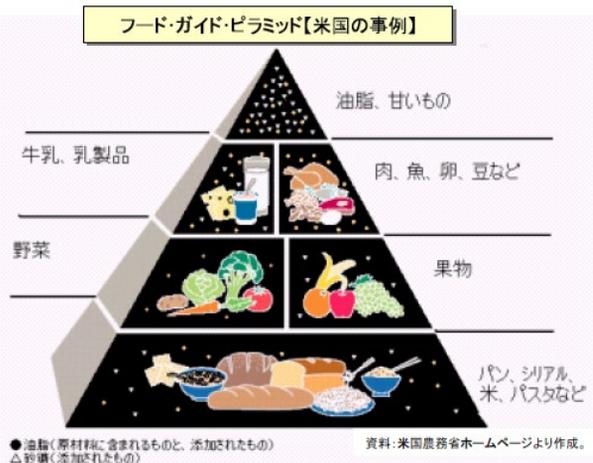
受け入れ牧場と学校等が事前打ち合わせを行い、授業の一環として活用

- ・ LIN(畜産情報ネットワーク)を通じ、畜産物の生産・流通・消費に関する総合的な情報を提供
- ・ その中で、消費者向け情報の発信のため、ファミリンを開設



○ フードガイド(仮称)の策定と活用  
適正な食事の摂取量について、何をどれだけ食べれば良いかを分かりやすく絵で示したフードガイド(仮称)を17年度に策定します。

また、このフードガイドが外食のメニュー、小売店等の売場、食品の包装などでも活用されるようマニュアルを17年度に策定します。



# 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進

## 1 たい肥を有効に活用しよう！

- 家畜排せつ物は、たい肥化し農地や草地に還元利用することが基本です。たい肥が有効に活用されるよう、地域の創意工夫に基づいたたい肥利活用の取組等を推進していきます。また、たい肥の成分分析やペレット化など、作物生産にとって使いやすい堆肥づくりにも取り組んでいきましょう。
- また、シート等を利用した簡易なふん尿処理による対応で家畜排せつ物法の管理基準をクリアしている場合については、経営規模や地域の実情に照らして、たい肥舎などの施設の整備を検討することが大切になります。

### 基準に適合した適正な管理



バイオガスプラント



炭化施設



汚水浄化施設



簡易対応



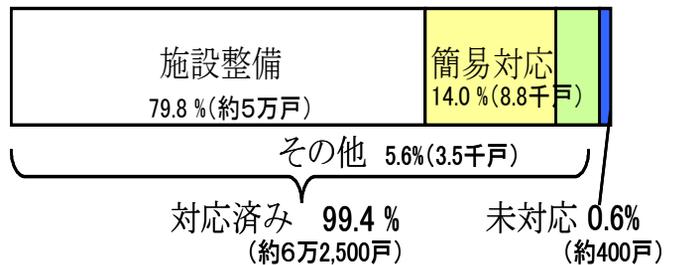
たい肥化施設

### たい肥をはじめとした家畜排せつ物の利用の促進



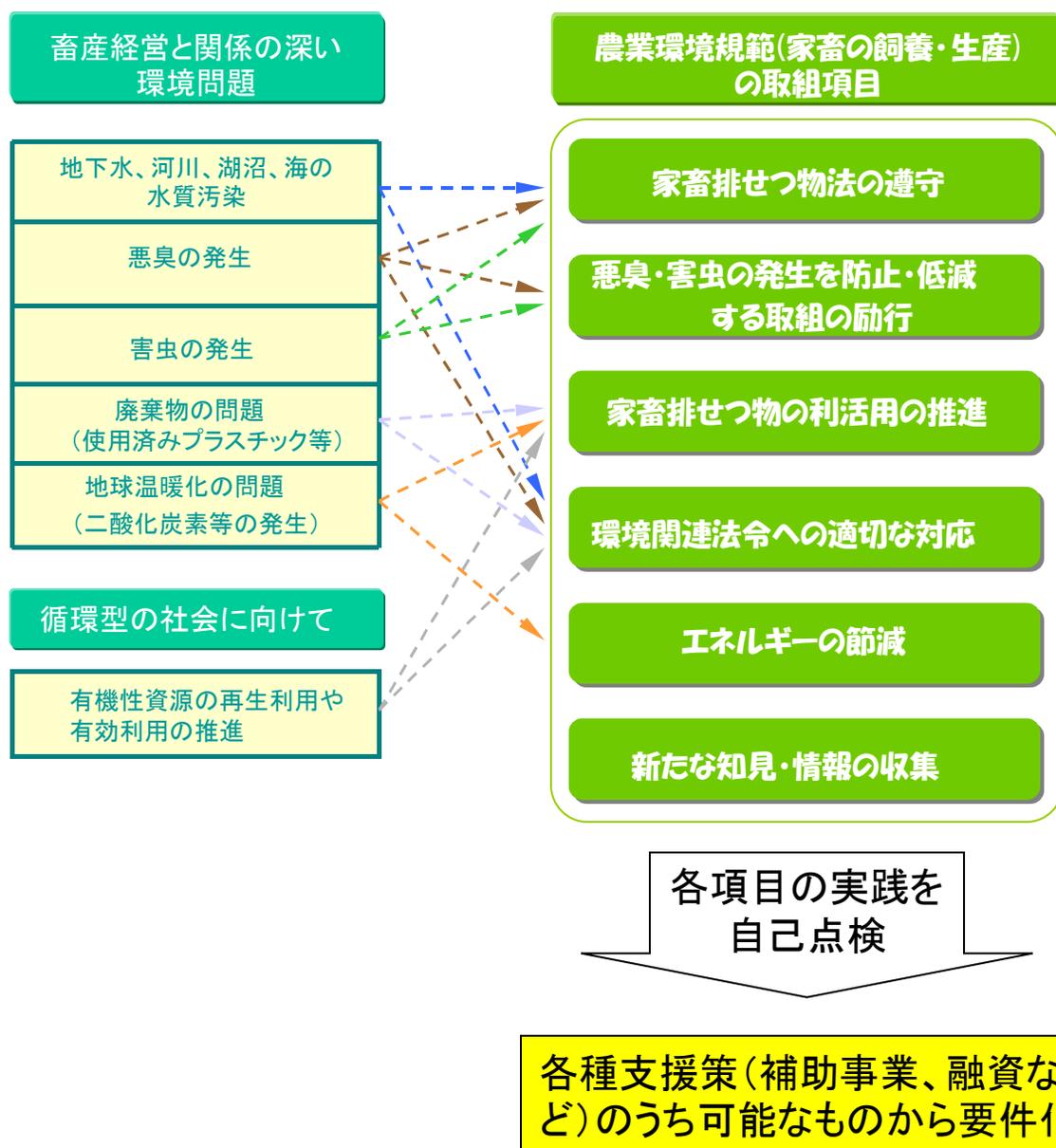
○「家畜排せつ物法」管理基準の適用対象農家  
: 6.3万戸（畜産農家の45%）

○管理基準への対応状況  
（16年12月現在）



## 2 環境に配慮した畜産経営を実践しよう！

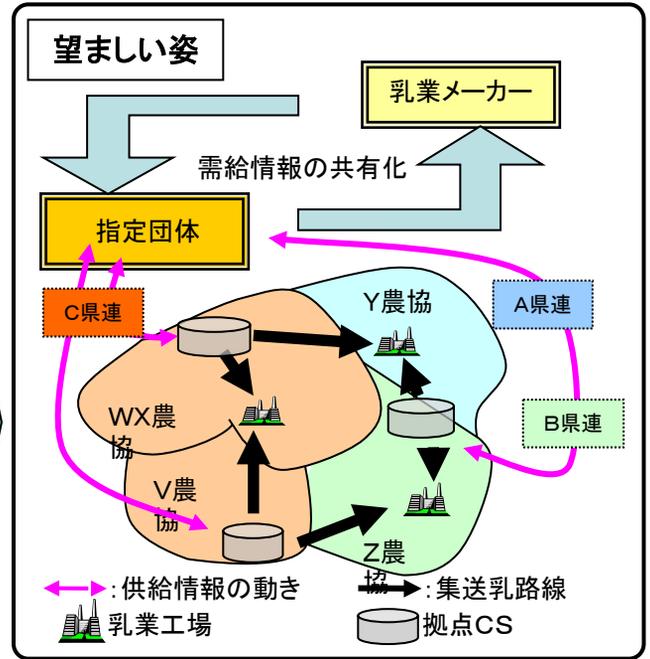
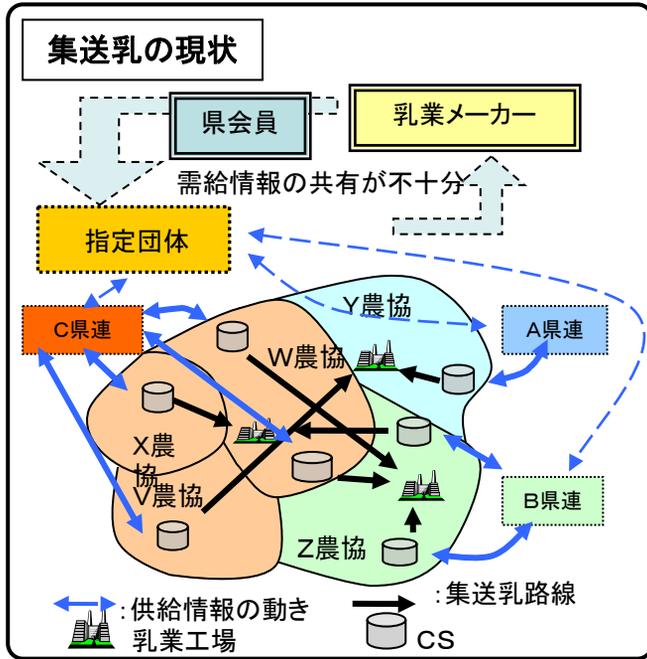
- 国民の信頼を得ながら畜産業の発展を図っていくためには、悪臭の発生防止や水質悪化の軽減など、環境へ配慮した取組に努めるとともに、たい肥等の利用促進を通じて、資源循環を進めていくことが求められています。
- このため、農業者が環境保全に向けて取り組むべき事項について規範を策定しました。また、各種支援策のうち可能なものから、規範を実践していることを要件としていきます。



# 流通の合理化

## 1 集送乳及び乳業の合理化

- 国産の牛乳・乳製品の安定供給のためには、集送乳の合理化、乳業工場の計画的な再編整備により、流通段階におけるコスト低減を図っていくことが必要です。
- 指定団体が中心となって広域的な配乳調整や効率的な集送乳路線の構築に努めましょう。



## 2 国産生乳需要の構造改革

- 今後消費拡大が期待できるチーズや生クリーム等液状乳製品向けの生乳供給拡大を図っていきましょう。

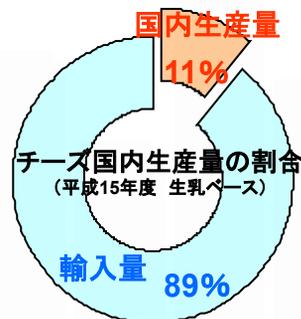
欧米のチーズ消費量との比較(2002年)

国名	1人当たり年間消費量	比率
フランス	25.9kg	14.4倍
イタリア	21.4	11.9
スイス	19.9	11.1
アメリカ	15.4	8.6
日本	1.8	1.0

注: イタリアについては2001年の値。

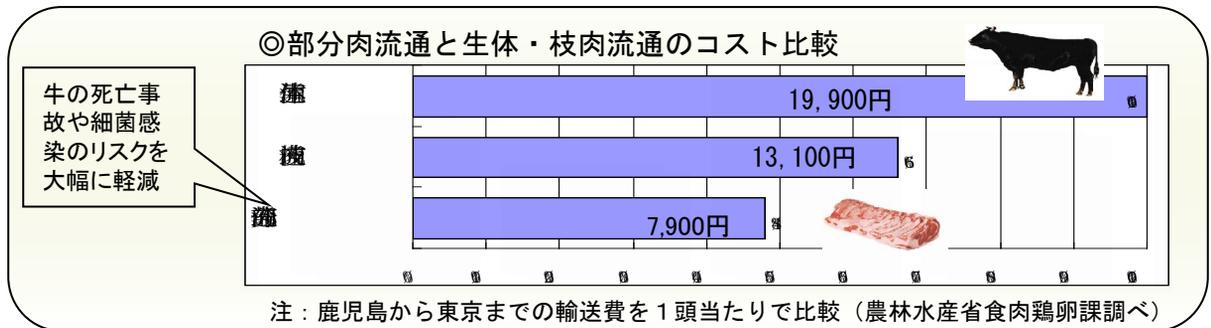
チーズ生産量・輸入量の推移(製品ベース) (千トン)

年度(平成)	2	15	伸び率
国内生産量	27	35	1.3倍
輸入量	114	204	1.8倍



### 3 肉用牛及び牛肉流通の合理化

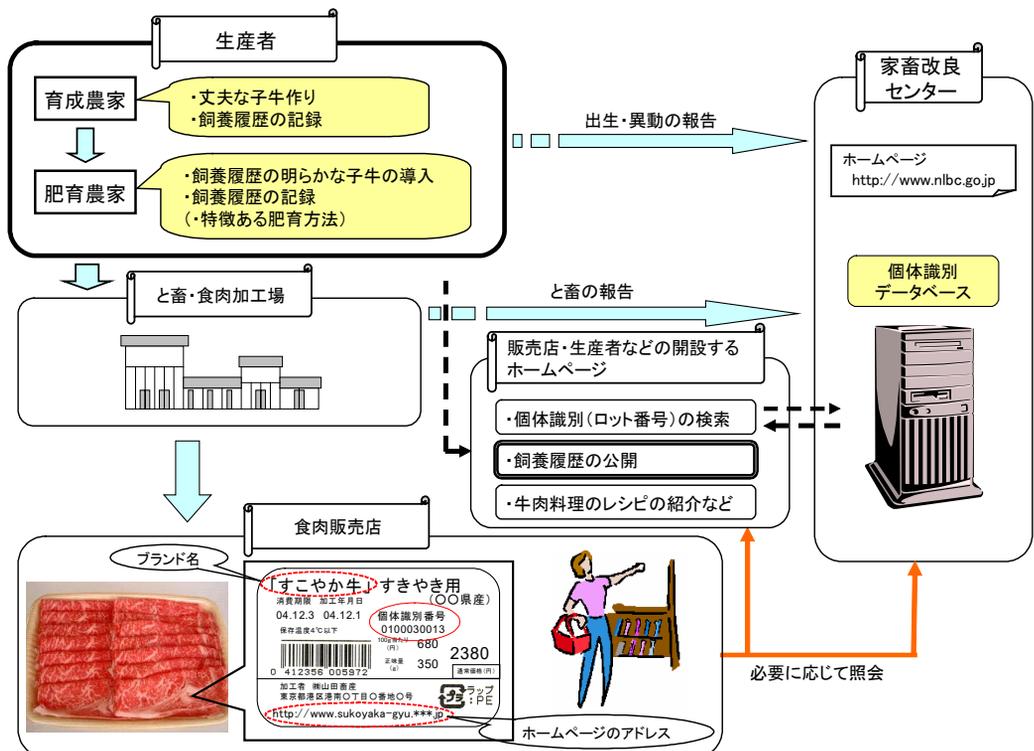
- 家畜市場及び食肉処理施設の再編整備を推進するとともに、と畜・解体から部分肉処理までを一貫して行う産地食肉センターにおける部分肉仕向割合を拡大することにより、流通コストの低減に取り組む必要があります。



### 4 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築

- 消費者ニーズに対応した牛肉の生産・供給体制の構築により、国産牛肉の需要の拡大を図りましょう。
- 特に、輸入牛肉との競合の大きい乳用種牛肉については、トレーサビリティ制度を活用した信頼性の高い銘柄の確立等により、テーブルミートとしての安定的かつ有利な販売に取り組むことが大切です。

#### トレサ制度を活用した信頼性の高いブランド化の事例



# 酪肉近代化基本方針に関するQ & A

## 基本方針の考え方

**Q** 前回の酪肉近代化基本方針から5年での見直しですが、なぜ、今、見直す必要があったのですか。

**Q** 輸入飼料に依存する畜産物の生産を伸ばすことは、我が国の食料自給率の低下につながりませんか。

**Q** 前回の酪肉近代化基本方針から、どのように変わったのですか。

**A** 本年3月に「食料・農業・農村基本計画」が見直されました。この基本計画は、食料・農業・農村に関する各種施策の基本となるものであるとともに、畜産物に関する食料消費や生産努力目標も見直されたため、酪肉近代化基本方針も、基本計画と整合性をもって見直すこととなりました。

**A** 飼料については、我が国でも生産が可能な牧草や稲わらも輸入が行われている状況です。このため、飼料生産の拡大により、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上を目指していきたいと考えています。

**A** 国際化の進展や我が国におけるBSEの発生など畜産をめぐる情勢の変化に対応して、

- ①担い手の育成・確保や経営体質の強化などによる国際化の進展に対応し得る産業構造の確立
- ②自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成
- ③安全・安心な畜産物の提供のための取組や、健全な食生活の実現のための食育の推進

を新しく位置付けるとともに、家畜排せつ物法の完全施行を踏まえ、畜産環境について見直したところです。



**Q** 今回の自給率や生産に関する目標数値は、前回目標が達成されていない現状を踏まえているのですか。

**A** 「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の計画的な推進を図るため、①施策の推進に関する手順、達成目標などを示した工程表を作成すること、②政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証することによりの確な工程管理を行います。

また、地方公共団体、農業団体、食品関係事業者、消費者団体等関係者からなる「食料自給率向上協議会」を設け、食料自給率の向上に向け、関係者の行動計画を毎年作成し、関係者一体となって、計画的に取り組んでいくこととしています。

さらに、飼料自給率目標の実現に向けては、「飼料自給率向上戦略会議」を設け、飼料自給率向上に向けた行動計画を毎年作成し、関係者一体となって、計画的に取り組んでいくこととしています。

**Q** 酪肉近代化基本方針のフォローアップは、どのように行われるのですか。

**A** 「食料・農業・農村基本計画」と同様に、的確な工程管理を行うとともに、畜産企画部会等において、毎年の進捗状況を検証し、必要に応じて施策を見直していくことにより、酪肉近代化基本方針に示された課題に対応していきます。



## 担い手と経営安定対策について

**Q** 酪農経営や肥育経営の構造改革は進んでいるため、「担い手」の絞り込みは、止めるべきではないですか。

**Q** 畜産における認定農業者の認定率の更なる向上に向けてどのような取組を行うのですか。

**Q** 規模拡大を行い、既に効率的・安定的な経営を行っていても、改めて認定農業者にならなければならないのですか。

**A** 酪農経営や肥育経営については、他の作目に比べれば、規模拡大が順調に進むなど構造改革は相当程度進んでいると考えられます。しかしながら、将来に渡って国産畜産物の安定的な供給を行うためには、持続的な生産構造の確立が不可欠であり、それを支える担い手を育成・確保することが重要です。

**A** 畜産においては、現在、「認定農業者」にはなっていないものの、①既に効率的・安定的な経営を実現しており、認定農業者の認定要件を満たすと考えられる経営や、②認定農業者を目指して計画的な経営改善を行う経営などが存在することから、地方公共団体、JA、畜産協会等の団体が行う経営支援指導活動などを通じ、これら経営が積極的に認定農業者になることを促進する活動を展開します。

**A** 国際化が進展する中で、将来にわたり、畜産の安定的発展を図るためには、各地域において、担い手がしっかりと生産を支える構造を確立することが必要であり、この実現に向け、施策を適切に実施していきます。

認定農業者制度は、担い手であることを明確化し、支援策を集中化・重点化する仕組みとして、畜産においても相当程度定着してきていることから、畜産における担い手も認定農業者を基本とすることが適当であると考えています。このため、既に効率的・安定的な経営に達している方々についても、積極的に認定農業者になって頂きたいと考えています。

**Q** 生産目標の達成のためにも、生産量の更なる減少につながりかねない「担い手」の絞り込みは、止めるべきではないですか。

**A** 将来にわたり、畜産の安定的発展を図るためには、各地域において、より競争力が高く持続性のある生産構造を確立することが必要であり、「担い手」とは、このような、地域の生産構造を支える経営体です。

経営の効率化等を通じて、他産業並みの所得を安定的に確保できるような経営体を育成するとともに、その姿を見て、後継者や新規参入者が積極的に就農することを通じ、地域の生産構造が安定的で持続可能なものとなります。こうしたことを通じて将来に渡り生産量が安定的に確保されることとなります。

**Q** 小規模な繁殖経営が認定農業者になることは無理。そうした経営は経営安定対策から除外されるのですか。

**A** 繁殖経営は、①肥育経営へのもと牛資源の供給を通じて肥育経営を支える構造となっていること、②JA畜産部会などの生産組織を核とした産地銘柄化が行われているなど、繁殖経営の特性や地域の実情を考慮しつつ、認定農業者に準じた営農形態についても「担い手」として位置づけることとしています。

なお、「肉用子牛生産者補給金制度」の対象者については、同制度が牛肉の輸入自由化の代償として措置されたものであり、肉用子牛生産の安定を図ることを目的としていることやこれまで果たしてきた効果を踏まえ、検討していきます。



## 自給率目標、生産目標について

**Q** 生乳生産に関する目標  
数量を928万トンとしている  
ことから、目標を達成するた  
めには、計画生産は止める  
べきではないですか。

**Q** 飼料自給率の向上と  
いわれても、実感がわきませ  
ん。どのように取り組めば良  
いのでしょうか。

**A** 現在、脱脂粉乳の在庫が過去最高水準  
となるなど、生乳の需給は大幅に緩和している  
状況にあり、これが長期化すれば、乳業経営  
の圧迫による乳代の低下も懸念され、生産目  
標の達成が困難になるおそれがあります。

こうした事態を回避するため、指定団体自ら  
定めた計画生産に即し、脱脂粉乳の過剰在庫  
削減に努めることが必要です。また、生産努力  
目標の達成に向けては、今後とも消費増が期  
待できるチーズ、生クリーム等液状乳製品向け  
生乳の供給拡大に努めていきます。

**A** 飼料自給率目標の実現に向けては、「飼  
料自給率向上戦略会議」を設け、関係者一体  
となって、計画的に取り組んでいくこととしてい  
ます。

この中で、粗飼料については、完全自給(現  
状76%(粗飼料自給率)→目標100%)を達  
成することを目標としており、

- ① 耕畜連携による稲WCSの作付拡大
- ② 稲わらの飼料利用の促進
- ③ 耕作放棄地を活用した放牧

などに積極的に取り組んで頂きたいと考えてい  
ます。

また、濃厚飼料については、食品残さリサイ  
クルの推進などにより、自給率を向上(現状1  
0%(濃厚飼料自給率)→目標14%)してい  
きます。



**Q** 畜産農家がない水田地帯で飼料作物を生産するため、どのような取組が行われるのですか。

**A** 今後、飼料自給率の向上を通じた食料自給率の向上を図るためには、米が作付けされない水田における飼料作物の生産拡大が重要と考えています。

このため、①水田地帯において飼料生産を受託する耕種農家の組織化、②水田地帯における肉用牛繁殖経営を育成するための飼養管理施設等の整備、③水田飼料作物や稲わらの広域流通のためのストックポイントやTMRセンターの整備を行うことにより、水田における飼料作物の生産拡大を図ります。

**Q** 耕畜連携といっても、耕種地帯と畜産地帯は遠く離れていて、連携できません。

**A** 飼料作物や稲わらを生産する水田地帯と利用する畜産地帯を結びつけるため、①耕種農家と畜産農家の利用供給契約等を円滑に推進するための推進員の設置、②水田地帯における肉用牛繁殖経営を育成するための飼養管理施設等の整備、③耕種地帯で生産された飼料作物や稲わらの広域流通のためのストックポイントやTMR供給センターの整備等を行うことにより、耕畜連携の推進を図ります。



# このパンフレットに関するお問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部

畜産企画課      03(3501)1083

•畜産に関する情報については、

<http://www.lin.go.jp/>